（厚生労働省設置法の一部改正）

第十条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第十二号、第十三号及び第十六号」を「第十三号、第十四号及び第十七号」に改める。

（こども家庭庁設置法の一部改正）

第十一条　こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十七号を第二十九号とし、第十九号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十八号の二を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）の施行に関すること。

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三

政令

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十四号

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十三号を第十六号とし、第三号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　福島県及び長崎県の区域

第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　北海道の区域
二　宮城県及び熊本県の区域

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十五号

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第十五号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年七月一日とする。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十六号

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第十五号）の施行に伴い、並びに特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第四項、第五条第三項第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第六条第二項、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十六条第二項第七号、第七百一条の三十四第三項第十二号並びに附則第十一条第十項及び第十五条第三十五項並びに沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令の一部改正）

第一条　特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令（平成元年政令第二百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行令

第一条中「特定農産加工業経営改善臨時措置法（」を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号。」に、「第三条第一項」を「第二条第四項」に改め、同条第四号中「又は」を「、又は」に改める。

第四条の見出しを「（経営改善措置又は事業提携に関する計画の承認の基準）」に改める。